

令和4年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、町会が地域住民への情報の発信等に活用している掲示板の設置等に要する経費の一部を補助することにより、地域住民の福祉増進及び地域活動の活性化を図るため、令和4年度予算の範囲内において、弘前市町会掲示板設置等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 掲示板 町会（以下「補助事業者」という。）が地域住民への情報発信等の手段としてポスター、文書等を掲示するため、屋外に設置する工作物をいう。
- (2) 掲示板の設置等 掲示板の新設工事若しくは建替工事又は修繕をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町会が所有し、維持管理する掲示板の設置等であること。
 - (2) 掲示板の設置場所が私有地の場合にあっては、当該設置場所の使用権原を有していること。
 - (3) 補助金の交付決定後に着手し、交付決定の日が属する年度内に完了する事業であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する掲示板の設置等については、補助金の交付の対象としない。
- (1) 政治、宗教又は選挙に係る活動を目的とするもの
 - (2) 掲示板の設置等に係り、市の他の補助金又は国、県その他の機関からの補助金の交付を受けた、又は受ける見込みがあるもの
 - (3) 法令、条例等に違反するもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が掲示板の設置等（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費であって、掲示板の新設工事費若しくは建替工事費又は修繕費とする。ただし、既存掲示板の撤去のみ又は移設のみに係る費用は対象外とする。

- 2 当該補助事業に対する協賛金等の収入がある場合は、これを補助対象経費から控除する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1の額又は30,000円のいずれか少ない額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付は、1年度につき1回に限る。

(交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和4年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

- 2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
 - (2) 収支予算書（様式第 3 号）
 - (3) 掲示板の図面（修繕の場合を除く。）
 - (4) 見積書の写し
 - (5) 掲示板の設置場所を明示した配置図
 - (6) 掲示板の設置場所の使用権原を証明できるものの写し（掲示板の設置場所が私有地の場合に限る。）
 - (7) 掲示板の現況を明示した写真（新設の場合は設置箇所とする。）
- 3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

（交付の条件）

第 7 条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第 5 条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和 4 年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金事業変更承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第 5 号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和 4 年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（交付決定）

第 8 条 規則第 6 条の補助金等交付決定通知書は、令和 4 年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金交付決定通知書（様式第 7 号）とする。

（申請の取下げ）

第 9 条 規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して 15 日を経過した日とする。

（実績報告）

第 10 条 規則第 12 条の補助事業等実績報告書は、令和 4 年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第 8 号）とする。

- 2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業実績書（様式第 9 号）
 - (2) 収支決算書（様式第 10 号）
 - (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
 - (4) 補助事業の完成後の写真
- 3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。
- 4 第 1 項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第 7 条第 4 号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して 20 日を経過し

た日又は令和 5 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第 11 条 規則第 13 条の補助金等交付額確定通知書は、令和 4 年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金交付額確定通知書（様式第 11 号）とする。

(財産の管理及び処分)

第 12 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した掲示板についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 規則第 20 条ただし書の規定により財産処分の制限を受ける期間は、令和 10 年 3 月 31 日までとする。

(補助金の請求等)

第 13 条 補助金の請求は、令和 4 年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金請求書（様式第 12 号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して 30 日以内に口座振替により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。